

H28年12月21日 保健所運営協議会

宮古保健所 アルコール健康障害対策について



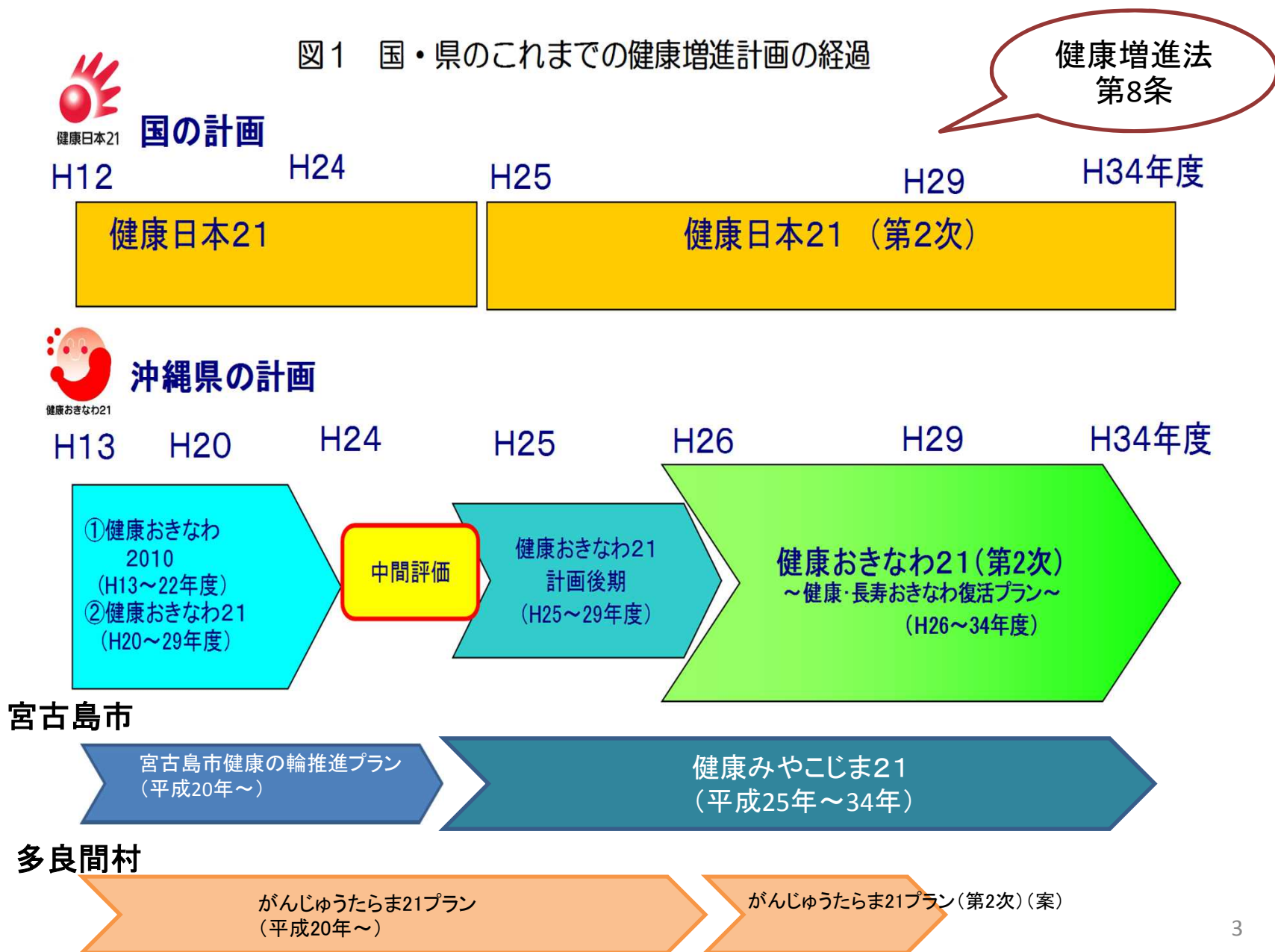
宮古保健所 健康推進班

見出し

- 1 健康おきなわ21(第2次)について
- 2 アルコール健康障害対策基本法について
- 3 アルコール健康障害対策の経過(宮古保健所)
- 4 今後の計画

1 健康おきなわ21(第2次)について

図1 国・県のこれまでの健康増進計画の経過

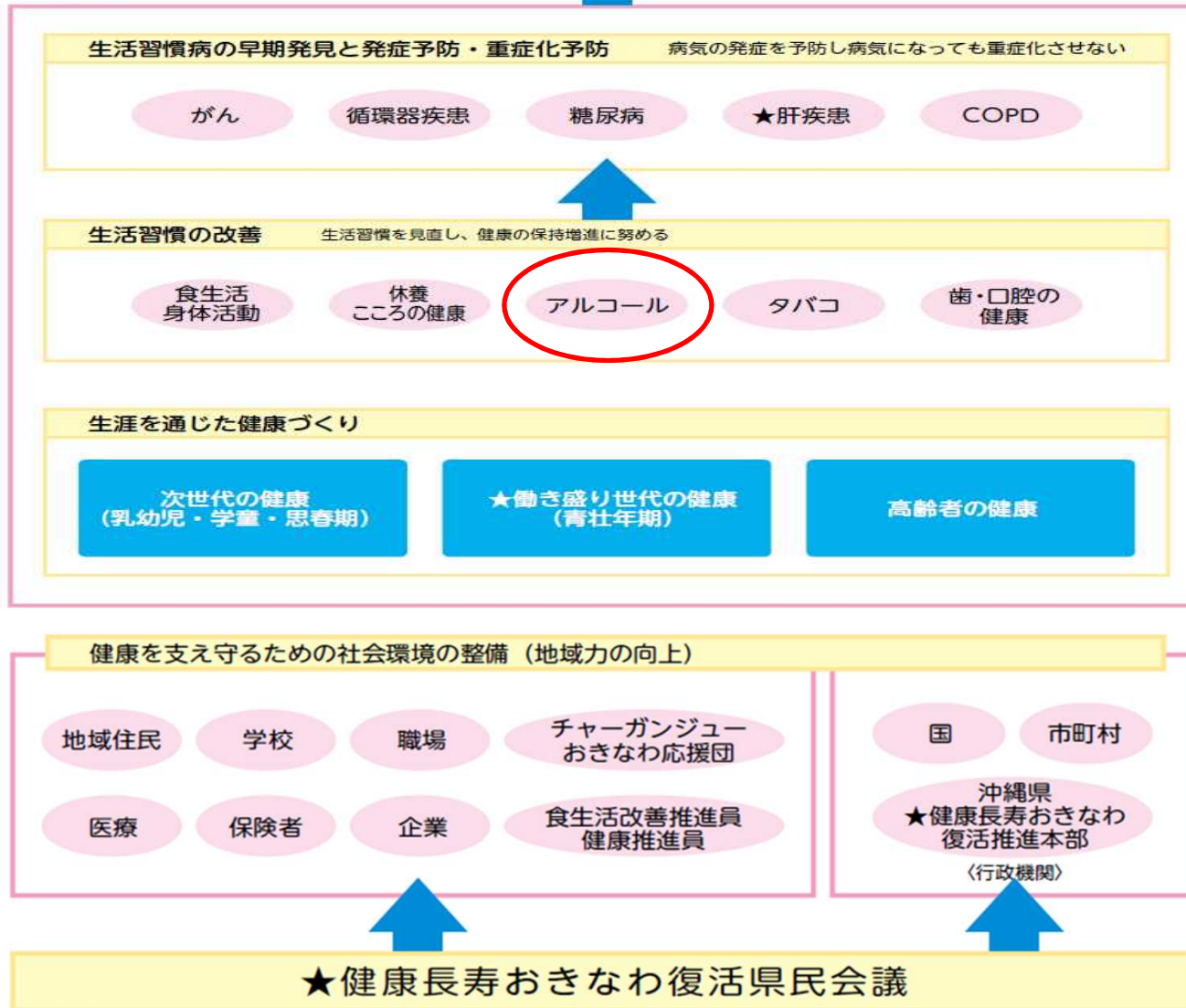


1 健康おきなわ21(第2次)について

《全体目標》

- ①平均寿命の延伸 ②健康寿命の延伸 ③早世の予防

〈基本方針〉



★は本県が新たに「健康おきなわ21(第2次)」より設定したものの

1 健康おきなわ21(第2次)について


目標値 (指標)

	項目	現状 (H23)	目標	
			前期 (H29)	後期 (H34)
健康 行動 目標	◎生活習慣病のリスクを高める量を飲 酒している者の割合の減少※	男性 (40g 以上) 23.3%	18.3%	13.3%
		女性 (20g 以上) 27.2%	21.2%	15.2%
	◎未成年の飲酒をなくす	未成年者の飲酒割合 (15～19歳) 男性 3.6% 女性 2.0%	0% 0%	0% 0%
	◎妊娠中の飲酒をなくす	データなし	0%	0%
環境 目標	◎正しい知識の普及【再掲】 節度ある適度な飲酒量 (1日平均純 アルコールで約 20g 程度) を知っ ている人の割合を増やす	男性 31.0% 女性 22.9%	増加	増加

※ 生活習慣病のリスクを高める飲酒量 (純アルコール量) について、男性 1日平均 40g 以上、女性 1日平均 20g 以上と定義 (健康日本 21 より参考)

1 健康おきなわ21(第2次)について

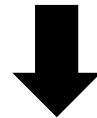
具体的取り組み

取り組み機関	具体的な内容（事業名）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正飲酒量や休肝日、酒害（未成年、妊婦、依存症）等の啓発、情報提供する ・ 福祉分野での酒害の啓発、情報提供、相談支援強化する ・ 母子保健分野での妊婦、乳幼児の両親への情報提供する ・ 特定保健指導における減酒指導（休肝日含む）、AUDIT^{*1}（アルコール使用障害同定テスト）の使用をする ・ Brief Intervention^{*2}（減酒支援）の実施する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒害（未成年、妊婦、依存症）等の啓発、情報提供する ・ 適正飲酒量や休肝日、酒害等の啓発、情報提供する ・ Brief Intervention^{*2}（減酒支援）の研修の実施、市町村、職域への取り組みへの支援をする ・ 多量飲酒者等の相談支援強化する
学校等教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育（未成年の酒害、飲酒の誘いの断り方）の推進
保健医療関係 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒による健康障害の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点で指導する ・ かかりつけ医とアルコール依存症等の専門医との連携（専門機関の紹介）する ・ 適正飲酒量や休肝日、酒害（未成年、妊婦、依存症）等の啓発、情報提供する
事業主・ 医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場健診で AUDIT^{*1}（アルコール使用障害同定テスト）の活用、Brief Intervention^{*2}（減酒支援）の実施 ・ 適正飲酒量や休肝日、酒害（未成年、妊婦、依存症）等の啓発、情報提供する
その他 (NPO・企業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類提供店で未成年者への販売禁止の徹底する ・ 地域や職域の行事において飲酒を強要しない

2 アルコール健康障害対策基本法について

○アルコール健康障害対策基本法

(H26年6月1日施行)



※別添資料参照

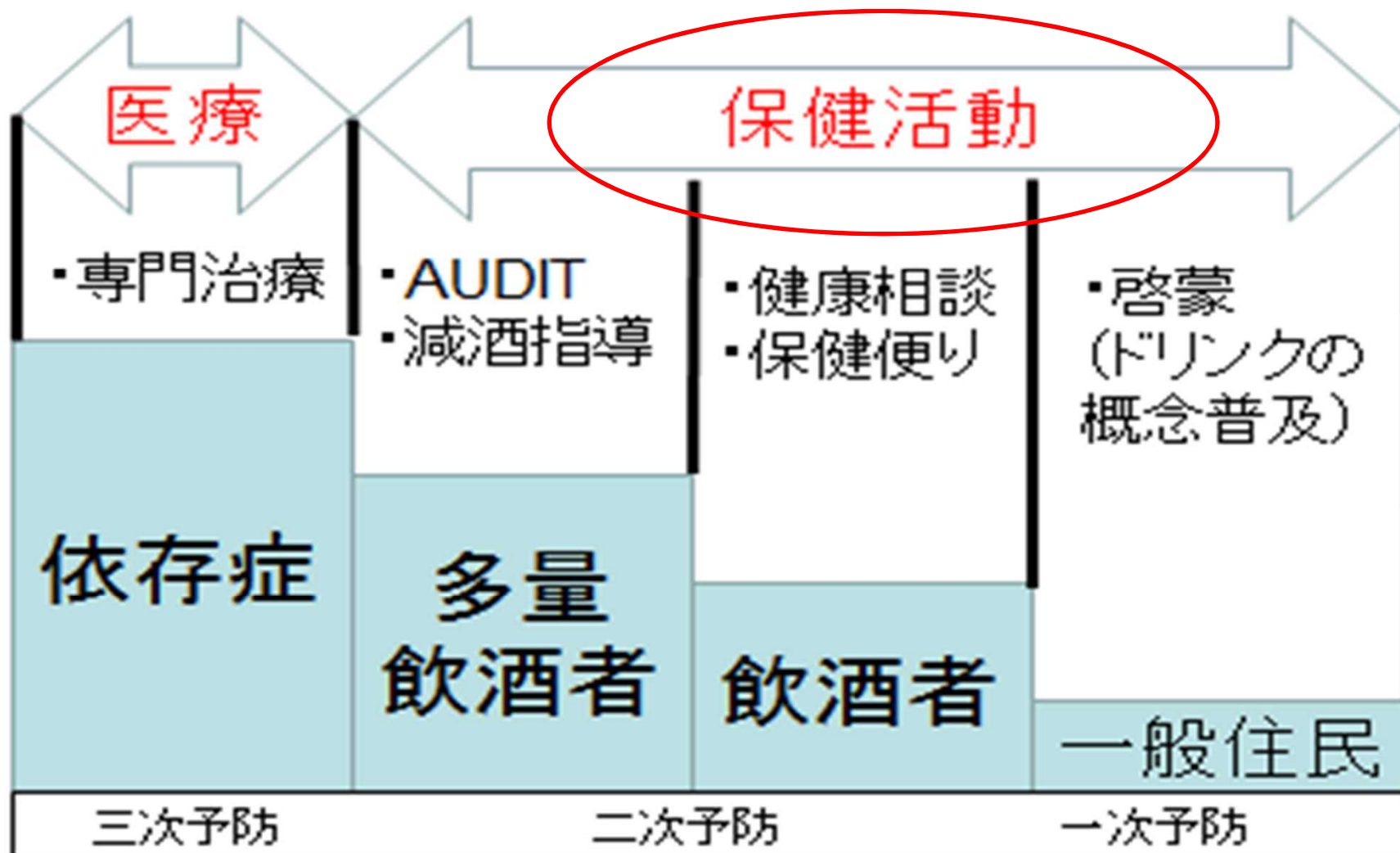
○アルコール健康障害対策推進計画の策定

(H28年5月通知)

➡ 沖縄県は、平成29年度から策定に向けて取り組む予定。

2 アルコール健康障害対策基本法について

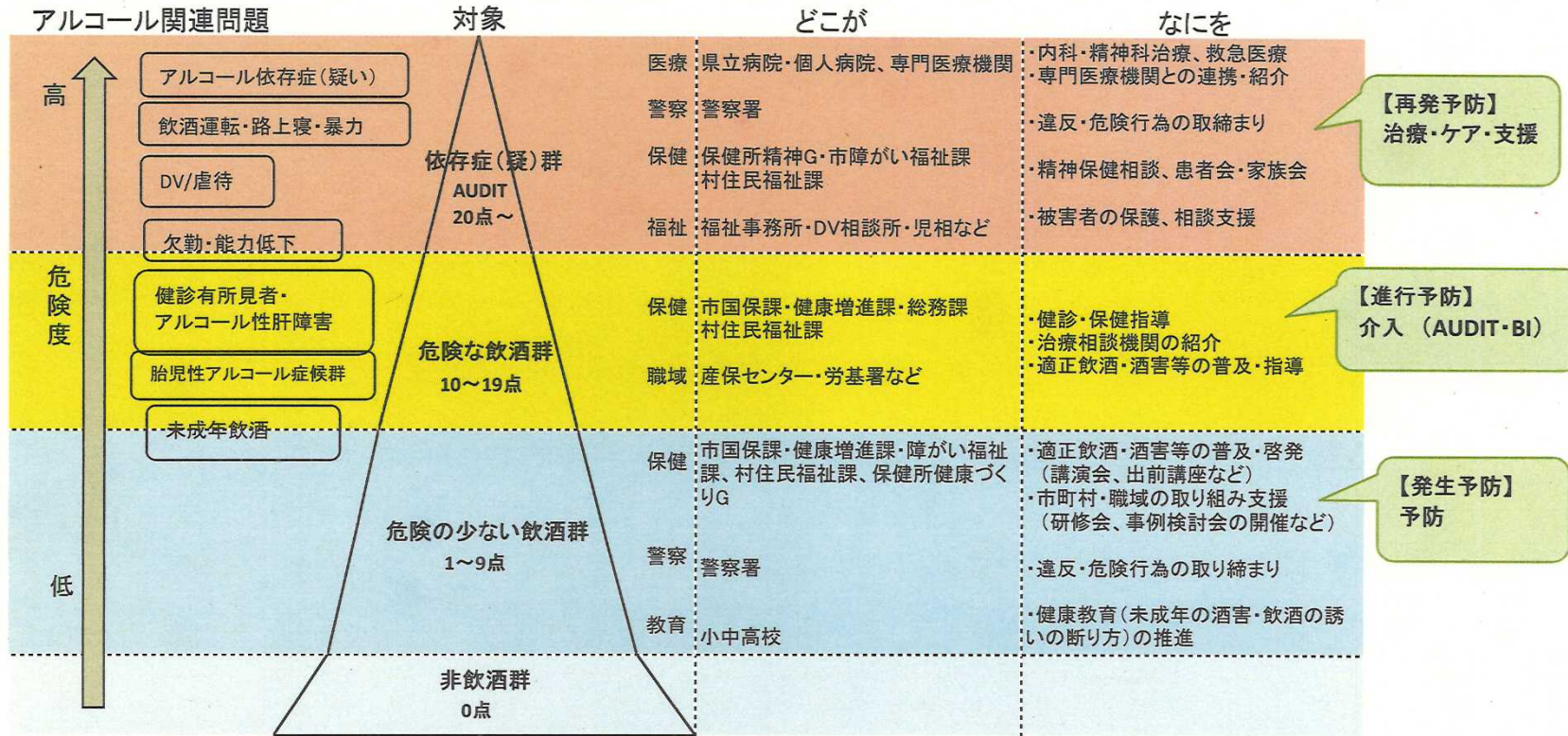
図2 アルコール健康障害の介入対象者と介入方法



2 アルコール健康障害対策基本法について

宮古圏域におけるアルコール関連問題の対象と関係機関の具体的な取り組み

◎平成26年6月「アルコール健康障害対策基本法」施行（「アルコール健康障害対策推進基本計画」H28年度に策定）



【再発予防】
治療・ケア・支援

【進行予防】
介入（AUDIT-BI）

【発生予防】
予防

※AUDITスコアのcut-off値の設定については、地域の飲酒文化を考慮し自由に変更することができる。「宮古地域における飲酒の実態調査」に倣い、上記のように設定した。

市 ⇒ 宮古島市役所
村 ⇒ 多良間村役場

健康おきなわ21(第2次) アルコール目標

- ◎生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒している者の割合の減少
- ◎未成年の飲酒をなくす
- ◎妊娠中の飲酒をなくす
- ◎節度ある適度な飲酒量(1日平均純アルコールで約20g程度)を知っている人の割合を増やす

※純アルコール量、男性1日平均40g以上、女性1日平均20g以上と定義

3 アルコール健康障害対策の経過（普及啓発）

H17～H27 お酒を健康的に飲むための健酒推進事業（オトリーカード事業）

➡ 【目的】

つきあい酒が多い人に対して、オトリーレッドカード・イエローカードを交付して、オトリーによる飲酒を自己管理できる環境整備を図り、健康づくりを推進することを目的とする。

※平成17年 厚生労働省多目的コホート研究結果より
「他地域に比べて、宮古地域の男性は飲酒量が多い」

＜事業評価＞

- (1) カードを取得した人について、実際に提示することは少ないが、持っているだけで節酒につながっている人もいる。
- (2) 来所してカード発行希望する人は少ない。



➡ **事業見直し!**

3 アルコール健康障害対策の経過（普及啓発）

新オートリカードモデル事業（H27年8月～H28年3月）

○宮古圏域における働き盛り世代に対し、リニューアルしたオートリカードを発行することにより、**適正飲酒量の理解度向上と飲酒量の減少の効果を検証**することを目的に、モデル事業を実施する。

事業スキーム

【モデル事業の流れ】

新オートリカード + リーフレット

お酒を断る文言
適正飲酒量

宮古地区の飲酒状況
多量飲酒の影響
適正飲酒量
カード使用方法等

配布

<対象者>

- 宮古圏域県出先機関職員
- 宮古警察署職員

約300名

【新オートリカード】
配布あり群 150名

【新オートリカード】
配布なし群 150名

【新オートリカード】
配布あり群

【新オートリカード】
配布なし群

【新オートリカード】
配布あり群

【新オートリカード】
配布なし群

健康と飲酒アンケート調査票

対象者全員に計3回実施（8月・10月・1月）

【効果】

- 節酒意識の向上
- 飲酒量減少の傾向
- 適正飲酒量の理解

効果あり！
次年度、住民向け
に配布決定

協力機関へ結果報告

2月： 集計・評価・分析
オートリカードあり群／なし群比較

健康と飲酒アンケート調査票
(A4用紙 両面1枚)

- 性別 ○年齢
- オートリの有無・頻度
- 適正飲酒量の認知度
- AUDIT/AUDIT点数の見方

3 アルコール健康障害対策の経過（普及啓発）

新オトリーカード推進事業（H28年4月～）

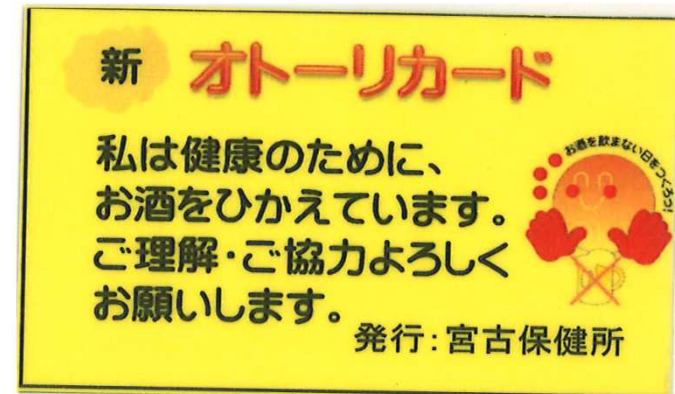
○宮古地域の一般市民に対し、新オトリーカードを配布し、健康おきなわ21（第2次）の目標である「節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合を増やす」及び、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」を目的とする。

＜今年度の発行数＞H28年10月31日時点

	来所者へ発行	イベント発行
発行数	6	834

来所者：旅行者が4人、市民2人

イベント：事業者健診や食品衛生講習会、保健所主催の研修会等



節度ある適度な飲酒量 純アルコール10gを含む
アルコール飲料=1ドリンク

- 男性は1日2ドリンク以下
- 女性・有病者は1日1ドリンク以下
- 休肝日は週2日もうけましょう

アルコールの分解スピードは2ドリンクにつきおよそ
男性4時間
女性5時間

宮古保健所 健康推進班 73-5074

ビール (5%)	泡盛・焼酎 (25%)	日本酒 (15%)	酎ハイ (7%)	ワイン (12%)
中瓶1本 (500ml)	0.5合 (90ml)	1合 (180ml)	1缶 (350ml)	グラス2杯 (240ml)
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク

3 アルコール健康障害対策の経過（実態調査）

H24年度（地域保健班）
宮古地域における飲酒の実態調査

【対象】運転免許更新者
（有効回答数1620件）

【日時】平成24年7月3日～平成25年1月31日

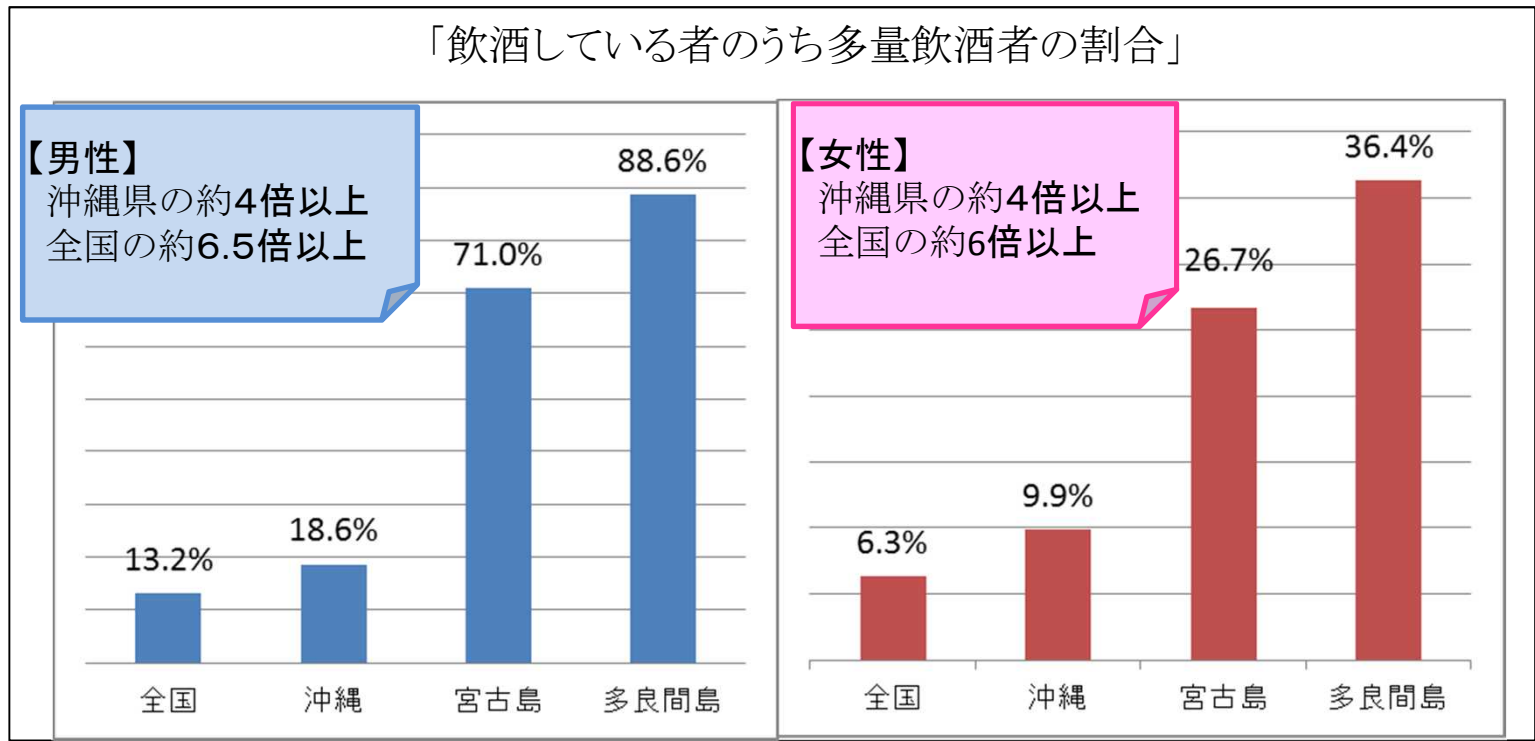
【方法】無記名自記式アンケート調査（AUDIT）

H27年度（地域保健班と合同）
多良間村における飲酒の実態調査

【対象】住民健診に来所した20～64歳以下の住民283人

【日時】平成27年10月1日～10月3日

【方法】無記名自記式アンケート調査（AUDIT）



多量飲酒者が多かった。

↓

適正飲酒の推進と多量飲酒の予防が必要！！

3 アルコール健康障害対策の経過（連絡会議）

年／月	事業名	対象	主催者
H25/9	飲酒実態調査中間報告会	市・警察署・病院・医師会・高校・民生委員など	地域保健班
H26/6	アルコール関連関係機関会議	宮古島市役所	健康推進班
H26/8	アルコール関連関係機関会議	市・警察署・病院・医師会・高校など	地域保健班
H26/8	地域・職域連携推進会議	地域・職域関係機関	健康推進班
H26/10	アルコール問題関係者会議	多良間村役場	地域保健班
H27/6	宮古島市アルコール関連関係機関会議	宮古島市役所	健康推進班
H27/7	多良間村アルコール関連関係機関会議	多良間村役場	地域保健班 健康推進班
H28/2	多良間村アルコール関連関係機関会議	多良間村役場	地域保健班 健康推進班
H28/7	アルコール健康障害対策関係者会議	宮古島市役所、多良間村役場	健康推進班

3 アルコール健康障害対策の経過(人材育成)

日付	事業名	対象	主催者
H26/8	アルコール関連問題早期介入研修会	宮古島市役所、多良間村 保健指導従事者	地域保健班
H26/9	労働者の健康づくり研修会	事業主・健康管理スタッフ	健康推進班
H26/10	アルコール問題研修会	多良間村	地域保健班
H27/3	CRAFT研修報告会	保健指導従事者	地域保健班
H27/7	多良間村アルコール講演会	多良間村住民	地域保健班 健康推進班
H28/2	多良間村アルコール講演会	多良間村住民	地域保健班 健康推進班

3 アルコール健康障害対策の経過(その他)

美ぎ酒飲み運動協定

かぎさきぬみ

平成27年5月7日締結

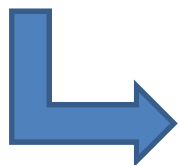
- 宮古島市役所 ○宮古島地区交通安全協会
- 多良間村役場 ○宮古島警察署
- 宮古島市教育委員会
- 宮古島地区防犯協会

【目的】

関係機関が協力して、過度の飲酒による事件事故を防止すると共に青少年の健全育成をはかるため、「美ぎ酒飲み」運動を推進し、安全で安心して暮らせる宮古圏域の実現を目指す



沖縄県としては・・・



宮古管内県職員の飲酒行動倫理

平成27年5月11日制定

4 今後の計画



連絡会議



- (1) アルコール健康障害対策関係者会議(年1回)
- (2) 地域・職域連携推進会議および作業部会

普及啓発



- (1) 新オトリーカードの発行
- (2) 節酒カレンダーの周知
- (3) アルコール関連問題啓発週間
(毎年11月10日～16日)

人材育成



- (1) 関係者向けに研修会開催を検討中

ご静聴ありがとうございました。



発達障害児の支援体制について

～宮古保健所における発達障害児相談の取り組み～

宮古保健所 地域保健班

発達障害とは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものをいう（発達障害者支援法）

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

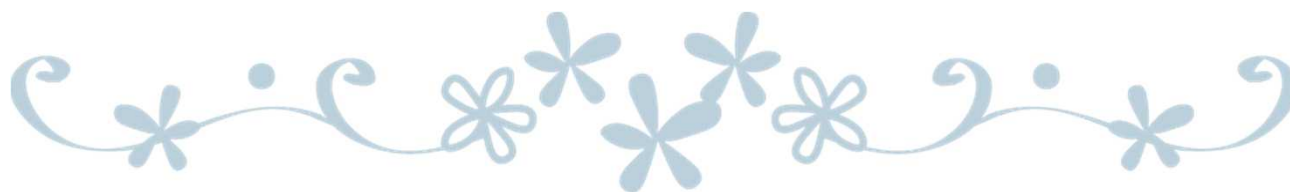
- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

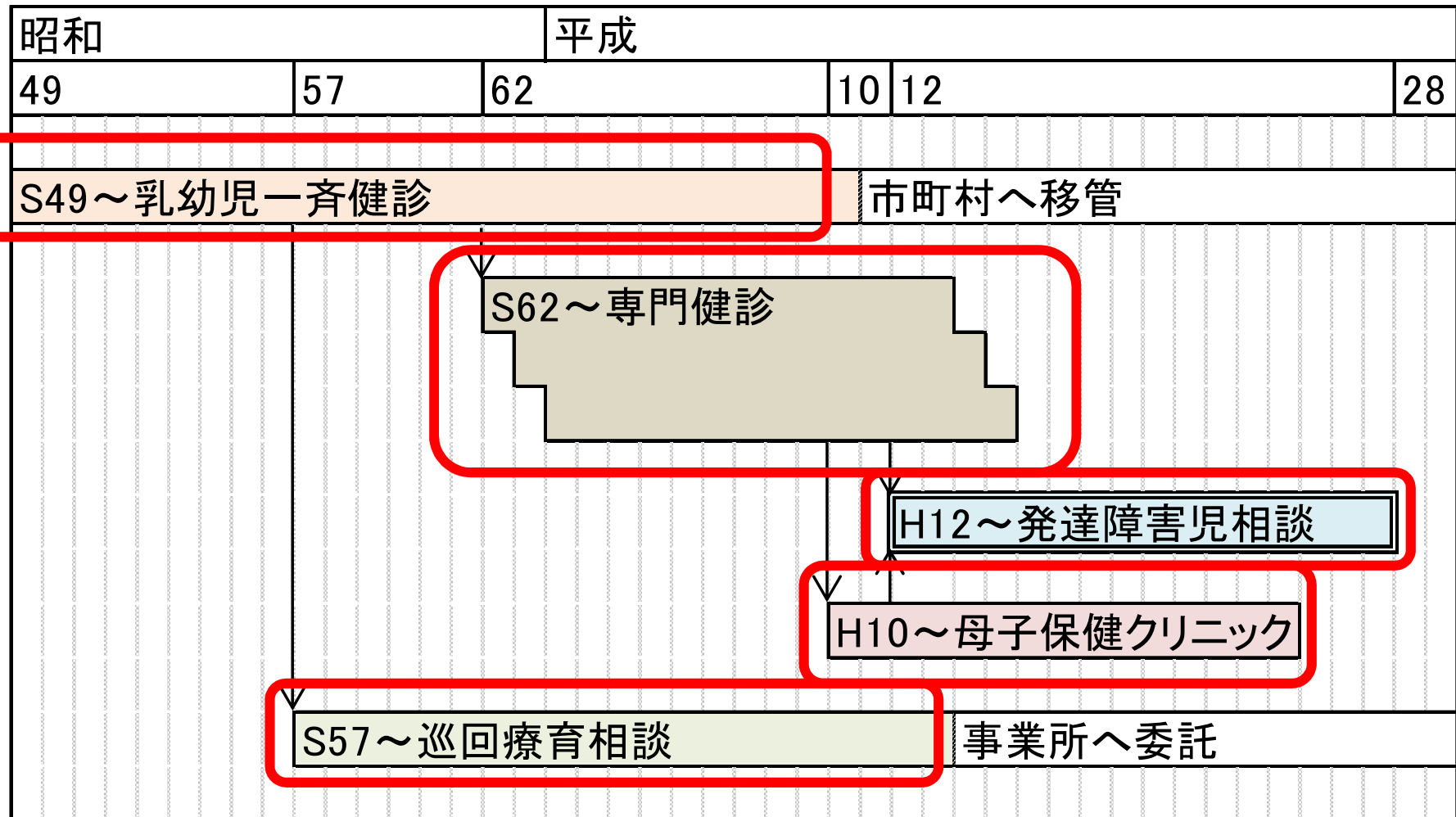
本日の内容



1. 母子保健事業の変遷
2. 発達障害児相談事業
 - 個別相談、カンファレンス
 - 研修会
 - 情報交換会
3. 支援体制について



宮古保健所における母子保健事業



発達障害児相談事業

事業目的

発達障害の理解

保護者への助言
養育指導

専門職の育成

地域の体制整備

事業内容

- 個別相談、カンファレンス
- 研修会
- 情報交換会



個別相談（人数）

年度	H12	H13	H14	H15	H16
人数	10	13	13	14	16

年度	H17	H18	H19	H20	H22
人数	19	18	27	28	29

年度	H23	H24	H25	H26	H27
人数	16	7	9	4	6

相談者：延229名

個別相談（相談内容）

落ち着きがない

パニックを
おこした時の対応

言葉が
遅れている



排泄が自立
していない

視線を
合わせない

診断
治療内容

進級・進学
の不安

個別相談（助言内容①）



保護者

パニック時の対応

家で集中できる環境づくり

絵本の読み聞かせ

排泄の工夫の仕方



個別相談（助言内容②）



個別相談（助言内容③）



宮古病院
医師

治療の必要性

治療薬の種類、
量の調整

診断名



カンファレンスの様子



研修会

年度	主な参加者	内容
平成12年度 ～平成16年度	保護者、保育士 教諭、保健師 養護学校教諭	疾患についての知識 児の特性、対応方法について
平成17年度 ～平成19年度	医師	診断のポイント 診療時の対応について
平成20年度	歯科医師 歯科衛生士	歯科治療における対応のポイント
平成23年度 ～平成27年度	保育士、教諭 保健師 臨床心理士	発達障害の気付き、相談のつなぎ方 児や保護者への支援方法

研修会の様子



対応の仕方について
具体的で分かりやすかった

言葉かけ、褒め方など
職員間でも共有したい

気づきを大切にし
保護者へも伝えたい



情報交換会

平成25年度

参加者：市教育委員会、市障がい福祉課
市健康増進課、市児童家庭課
保育士、教諭 等

内 容：困難事例についての意見交換



平成26年度

参加者：市教育委員会、市障がい福祉課
市健康増進課、市児童家庭課

内 容：各機関の取組内容、課題の共有



宮古地区の支援体制の変化

発達障害児(者)
支援室ゆい

臨床心理士の配置

連絡会の開催

市教育委員会

臨床心理士の配置

臨床心理士の配置

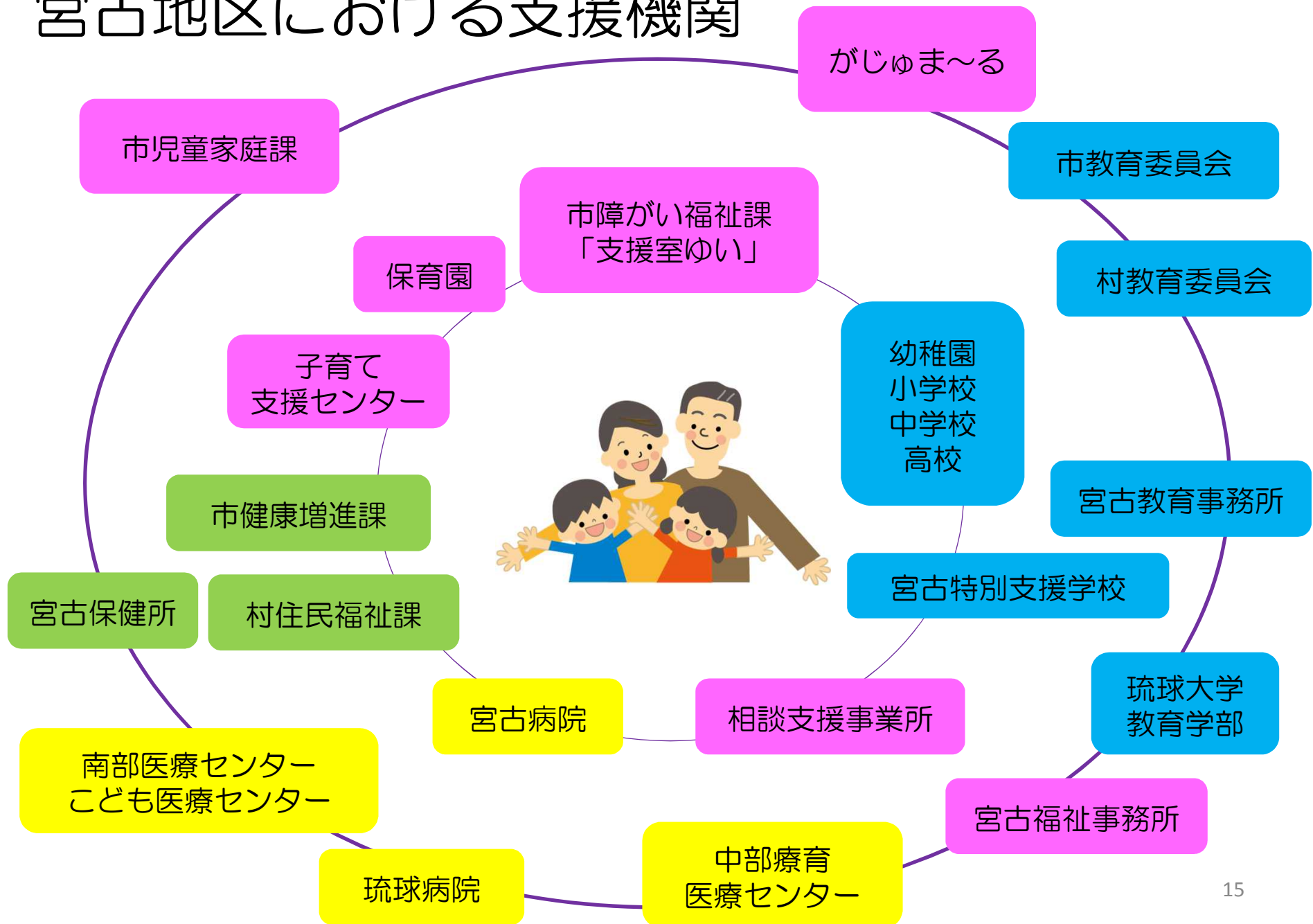
宮古病院

診断・治療

市健康増進課

臨床心理士の配置

宮古地区における支援機関



まとめ

